

令和7年7月31日
 人 事 課
 県 立 病 院 課
 教 育 政 策 課

高知県における障害者雇用の状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づき、令和7年6月1日現在の障害者である職員の任免に関する状況を厚生労働大臣（高知労働局経由）に通報しましたので、その概要を下記のとおりお知らせします。

本県では、引き続き、障害者雇用を推進していくとともに、障害のある職員が働きやすい環境づくりに努めてまいります。

記

<障害者雇用の状況>（下段【】内は令和6年6月1日現在の数値）

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
知事部局 (法定雇用率2.8%)	4,072.0人	130.5人 (実人数110人)	3.20%	0人	
	【4,022.0人】	【123.5人】 【実人数100人】	【3.07%】	【0人】	
公営企業局 (法定雇用率2.8%)	691.5人	19.0人 (実人数18人)	2.75%	0人	
	【574.5人】	【16.5人】 【実人数15人】	【2.87%】	【0人】	
教育委員会 (法定雇用率2.7%)	7,023.0人	212.0人 (実人数159人)	3.02%	0人	
	【6,442.0人】	【207.5人】 【実人数153人】	【3.22%】	【0人】	

注1：①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2：②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。また、短時間勤務職員である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3：④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4：令和7年度以降の知事部局の①欄から④欄までは、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条第1項の規定に基づく「地方公共団体の特例認定」により、知事部局及び議会事務局を合算した数値となっている。

<問い合わせ先>

- 高知県総務部人事課 安藤、林 直通 088-823-9163 内線 2153、2040
- 高知県公営企業局県立病院課 松井、柴田 直通 088-821-4631 内線 3401、3403
- 高知県教育委員会事務局教育政策課 山本、伊尾木 直通 088-821-4902 内線 3257、3261